

No. 1205 (2022.10. 4)

コロナ禍における過剰貯蓄の動向

はじめに

I マクロで見た家計貯蓄

- 1 家計金融資産の増加
- 2 過剰貯蓄の形成要因
- 3 過剰貯蓄に関する見解

II ミクロで見た家計貯蓄

- 1 家計調査から見た家計収支
- 2 家計保有金融資産等の状況

III 物価上昇が家計に与える影響

- 1 現下の物価上昇の特徴
- 2 物価上昇に対する家計の耐性

おわりに

キーワード：家計金融資産、過剰貯蓄、強制貯蓄、資産格差

- コロナ禍において、消費行動が抑制される一方、政府により積極的な家計支援策が実施されたことから、我が国の家計において過剰貯蓄が発生している。
- 過剰貯蓄は、主として現金・預金の形で家計に蓄積されている。過剰貯蓄は、コロナ禍の収束後に取り崩され景気回復に寄与することが期待される一方、物価上昇の家計への影響を吸収するバッファーとなり得るとの見解もある。
- だが、過剰貯蓄は家計に一律に蓄積されたわけではなく、一部の家計に偏在している。物価上昇が家計に与える影響も、世帯属性別に差異がある。今後の家計の動向については、それらを念頭に置いた、慎重な分析が求められる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 かじ ともみ 梶 朋美

第 1 2 0 5 号

はじめに

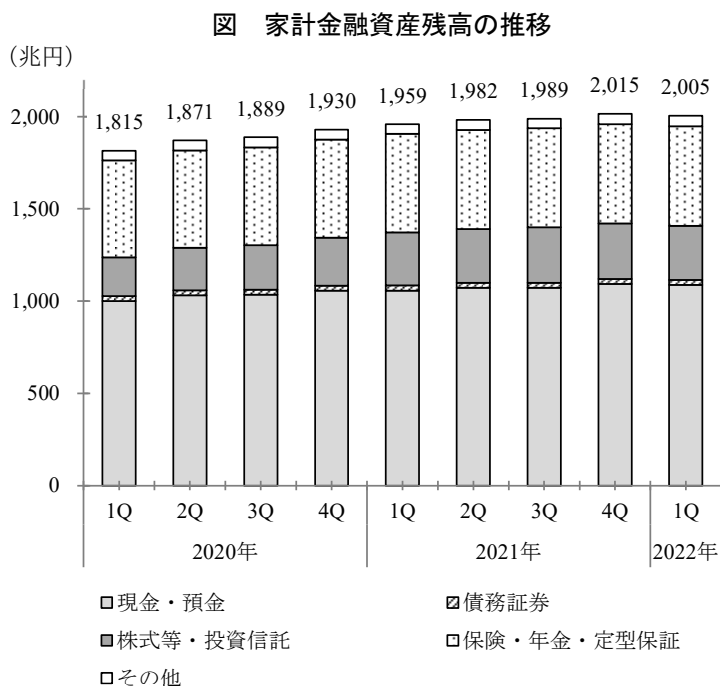
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済的混乱（以下「コロナ禍」）では、消費行動が抑制される一方で、政府により積極的な家計支援策が実施されたことから、我が国の家計において、近年の水準を上回る貯蓄が発生している。このような貯蓄は、「過剰貯蓄」と呼称されている。過剰貯蓄は、コロナ禍収束後の個人消費の先行きを展望する上で重要な要素となるほか、現下で進行中の物価上昇の家計への影響を吸収するバッファーともなり得るとの見解がある¹。本稿は、過剰貯蓄について、大まかな額や性格を把握するとともに、家計での蓄積実態を確認することを目的とする。まず、資金循環統計及び国民経済計算を用い、マクロで見た家計貯蓄を把握する。次に、家計調査等を用い、世帯属性別の家計収支及び保有金融資産等を確認する。最後に、物価上昇に対する世帯属性別の耐性度について、若干の考察を試みる。

I マクロで見た家計貯蓄

1 家計金融資産の増加

我が国全体の家計貯蓄の現状について、日本銀行「資金循環統計」から、家計部門が保有する金融資産（ストックの家計金融資産）を確認する²。家計金融資産は、令和3（2021）年12月末に2015兆円と過去最高となった。令和4（2022）年3月末は、前年同期比2.4%増の2005兆円である（図）。内訳は、現金・預金が1088兆円（構成比54.3%）、債務証券（国債等）が26兆円（同1.3%）、株式等・投資信託が295兆円（同14.7%）、保険・年金・定型保証が540兆円（同26.9%）、その他57兆円（同2.8%）と、現金・預金が過半以上を占めている。

次に、令和2（2020）年及び令和3（2021）年の変化を確認する（表1）。家計金融資産



* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4（2022）年9月20日である。

¹ 日本銀行「経済・物価情勢の展望」2022.4, pp.2-3. <<https://www.boj.or.jp/mopo/outlook/gor2204b.pdf>>; 前田栄治「長年続いた安値競争に終止符を」『日本経済新聞』2022.1.14.

² 資金循環統計における家計金融資産には、企業年金等に関する年金受給権、預け金（ゴルフ場預託金など）といった一般的には家計が金融資産として認識しないような金融商品が含まれているほか、個人企業の保有する事業性資金なども含まれている（「資金循環統計」とは何ですか？ 「個人金融資産 1,900兆円」といった表現を耳にすることがありますが、何を見れば確認できますか？」日本銀行ウェブサイト <<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/statistics/h10.htm>>）。

産は、令和2（2020）年末に1930兆円（対前年差+44兆円、対前年比+2.4%）、令和3（2021）年末に2015兆円（同+86兆円、同+4.4%）と増加した。両年に共通しているのは、現金・預金の顕著な増加である³。その背景として、①行動制限等に伴う個人消費の落ち込み、②特別定額給付金等の政府による手厚い家計支援⁴の2点が指摘されている⁵。金融資産から借入れ等の負債を控除した純金融資産は、それぞれ、1569兆円（対前年差+33兆円、対前年比+2.1%、令和2（2020）年末）、1646兆円（同+78兆円、同+5.0%、令和3（2021）年末）であった。

純金融資産の変化額は、当期中の金融取引（フロー）に基づく残高変化分（資金過不足）と、当期中の金融商品の価格変化分（調整額）に分解できる。令和2（2020）年中、令和3（2021）年中の純金融資産の変化額（純金融資産純増）について、資金過不足要因を確認すると、前者は36.3兆円、後者は34.8兆円と大幅な資金余剰となっている⁶。なお、令和3（2021）年は調整額要因（株価等の時価変動分）が43兆円に上り、純金融資産純増に大きく寄与している⁷。

表1 家計金融資産・負債残高、純金融資産の変化額（2019～2021年） (兆円)

	現金・預金	債務証券	株式等・投資信託	保険等	その他	金融資産 (a)	負債 (b)	純金融資産 (a-b)	純金融資産純増	資金過不足要因	調整額要因
2019年末	1007.4	25.9	267.7	527.4	56.8	1885.2	349.0	1536.2	44.5	16.8	27.6
2020年末	1056.7	26.7	260.3	532.1	53.9	1929.6	361.0	1568.6	32.5	36.3	▲3.9
2021年末	1093.1	25.9	301.6	537.9	56.7	2015.2	368.9	1646.3	77.7	34.8	42.9

（出典）日本銀行「資金循環統計」を基に筆者作成。

2 過剰貯蓄の形成要因

(1) 可処分所得及び消費の変動と貯蓄の関係

コロナ禍においては、我が国経済は外需・内需共に大きく縮小し、内需ではGDPの5割強を占める個人消費（家計最終消費支出）が大きく減少した。個人消費は、令和2（2020）年第2四半期に前期比▲9.3%（実質季節調整値）と大幅に下落した後、振れを伴いながら持ち直しつつ

³ 現金・預金は、対前年差+49兆円（対前年比+4.9%、令和2（2020）年末）、同+36兆円（同+3.4%、令和3（2021）年末）増加した（令和元（2019）年末は対前年差+22兆円（対前年比+2.3%））。

⁴ 令和2（2020）年に、全住民に1人当たり10万円の「特別定額給付金」が給付され、給付総額は12.7兆円に上った。そのほか、令和2（2020）～令和3（2021）年度に、子育て世帯、低所得のひとり親世帯、住民税非課税世帯等に対象を絞った給付金も実施されている。内閣府「経済対策のフォローアップについて（金融政策、物価等に関する集中審議資料）参考資料（詳細版）」2022.3.3, pp.1-6. <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2022/0303/shiryo_02-2.pdf>

⁵ 熊野英生「コロナ禍で膨張する個人マネー—家計金融資産1,946兆円の構造—」『Economic Trends』2021.6.25. 第一生命経済研究所ウェブサイト <<https://www.dlri.co.jp/files/macro/156381.pdf>>; 梅内俊樹「家計の現金・預金への偏重は解消されるか？」2022.5.31. ニッセイ基礎研究所ウェブサイト <https://www.nli-research.co.jp/files/topics/71259_ext_18_0.pdf?site=nli>

⁶ 家計は一貫して資金余剰主体であるが、近年の水準（例えば令和元（2019）年は16.8兆円の資金余剰）と比較しても、令和2（2020）年、令和3（2021）年の資金余剰幅の拡大が著しい。対照的に一般政府は大幅な資金不足となっている（日本銀行調査統計局「参考図表 2022年第1四半期の資金循環（速報）」2022.6.27, p.2. <<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>>）。

⁷ 世界的（我が国を含む。）に株式市場が好調であったこと、円安の進展により外貨建て金融資産が為替差益を生んだことが指摘されている（梅内 前掲注(5)）。

あるものの、コロナ禍前の水準までには回復していない⁸。

国民経済計算では、当該期の可処分所得等⁹と家計最終消費支出の差額を、家計貯蓄（当該期のフローの貯蓄）¹⁰として把握することができる。ここでは、まず、可処分所得、消費、貯蓄の一般的な関係を確認した上で、コロナ禍がそれぞれに与えた影響を整理する。最初に、貯蓄は次の式で定義される。

$$\begin{aligned} \text{貯蓄} &= \text{可処分所得} - \text{消費} \\ &= \text{可処分所得} \times (1 - \text{平均消費性向}) \\ \text{※平均消費性向} &= \text{消費} \div \text{可処分所得} \end{aligned}$$

貯蓄は、可処分所得、平均消費性向（可処分所得のうち消費に充当した割合）により決定される。経済学においては、個人は毎期の消費を、現在の所得のみならず生涯の所得に基づいて決定するとの考えが支持されている¹¹。さらに、所得を、現在から生涯にわたり持続的に稼ぐ所得（労働所得等。以下「恒常所得」）と一時的な要因で変動する所得（宝くじ当せん金等。以下「変動所得」）に分けて捉え、個人の消費行動は恒常所得のみに影響されるとする理論がある（恒常所得仮説）。この理論に従うと、将来の恒常所得の見通し（期待値）が大きく変化しない場合には、短期的な可処分所得の変動があっても、現在の消費水準には大きな影響は生じない（消費は大きくは変化しない）こととなる¹²。ただし、恒常所得の期待値は、様々な要因により変化し得る。

上述の考えに従えば、コロナ禍において、貯蓄を決定する可処分所得及び消費の変動、さらに、それらの変動を受けた貯蓄の変化は、おおむね次のように整理できる。第一に、可処分所得の変動のうち、特別定額給付金等の変動所得の変動は家計の恒常所得に影響を与えず、その結果、消費は変化せず、変動所得に起因した貯蓄は増える。第二に、可処分所得の変動のうち労働所得等の変動は、恒常所得の期待値に変化を与え得る。その結果、当該期の消費を変動させ、貯蓄に影響を与え得る¹³。さらに、当該期の可処分所得の変動により、直接的にも当該期の

⁸ 令和4（2022）年第2四半期の家計最終消費支出（実質季節調整系列）は287.9兆円（年率）と、コロナ禍前の基調的な水準（290兆円台）には達していない（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「四半期別GDP速報 時系列表 2022年4-6月期（2次速報値）」2022.9, pp.4-5. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2022/qc222_2/pdf/jikei_1.pdf>）。

⁹ 家計の可処分所得に年金受給権の変動調整（受取）を加算したもの。可処分所得は、雇用報酬や財産所得といった所得から税・社会保険料等を差し引き、社会保障給付等及びその他の経常移転（特別定額給付金は当該項目に該当）を加算したもの。

¹⁰ 国民経済計算における家計には個人企業が含まれている。なお、家計の実体面の貯蓄・投資の動向は、次の式で表すことができる。消費＋実物投資＋資金運用額＝可処分所得＋資金調達額。この式を移項すると、可処分所得－消費－実物投資＝資金運用額－資金調達額となり、右辺は資金循環統計における「資金過不足」と一致する（日本銀行調査統計局経済統計課『入門資金循環—統計の利用法と日本の金融構造—』東洋経済新報社、2001, pp.20-21）。左辺の「可処分所得－消費」は「貯蓄」である。つまり、本節で求める「貯蓄」から実物投資を差し引いたものが、前節で把握した資金循環統計上の「資金過不足」と一致するという関係にある。

¹¹ ライフサイクル・恒常所得仮説。家計における消費の決定理論については、宮尾龍蔵『コア・テキストマクロ経済学 第2版』新世社、2017, pp.61-82を参照。個人消費に影響を与える各種要因を整理した資料として、日本銀行調査統計局「近年における個人消費の底堅さとその背景」『日本銀行調査季報』2006年(春), pp.1-64を参照。

¹² 消費が変動しないため、短期的な所得の上昇（減少）は一時的に平均消費性向を押し下げ（押し上げ）る要因となる一方、生涯を通じた平均消費性向はほぼ一定となる。なお、所得の落ち込みほどに消費が減少しない傾向（ラチェット効果）も指摘されている。

¹³ コロナ禍においては、悲観的な見方が強まり（「消費者心理の落ち込み最大、3月」『日本経済新聞』2020.4.7）、恒常所得の期待値が少なくとも一時的には低下し、それに伴い一時的には消費が減少し、貯蓄に影響を与えた可能性がある。あるいは、リスク回避的な家計は、恒常所得の期待値に対する不確実性の高まりから、当該期の消費を減らし予備的貯蓄を増やした可能性がある。

貯蓄が変動する。最後に、消費に関しては、可処分所得の変動から受ける影響以外に、コロナ禍においては、行動制限と消費財の供給制約という消費を減少させる特殊要因があった。このため、消費の減少に起因して貯蓄が増える。コロナ禍においては、これらの要因が複合的に貯蓄に影響を与えたことが予想される。

(2) (狭義の) 過剰貯蓄の試算

以上を念頭に、コロナ禍における家計の過剰貯蓄について考えてみよう。

家計に蓄積されている過剰貯蓄は、コロナ禍の収束後にいわゆるリベンジ消費等として取り崩されるか否かや、物価上昇を吸収するバッファーとなり得るか等から関心が集まり、官民の様々な主体がマクロの額を推計している。推計は、①コロナ禍の影響がなかったと仮定した場合の個人消費の水準と実際の個人消費との差額(狭義の過剰貯蓄)¹⁴、②家計貯蓄の過去のトレンドからの乖離(広義の過剰貯蓄)¹⁵のいずれかを過剰貯蓄と定義したものに大別される¹⁶。①及び②の推計において重要となるポイントは、消費の元手となる所得の捉え方であり、具体的な相違点は、政府の家計支援策等に起因した貯蓄を含むか否かである。①はそれを含まず、②はそれを含む¹⁷。過剰貯蓄の行方については、リベンジ消費の観点からは①が、物価上昇の家計への影響を吸収するバッファーの観点からは①と共に②も注目されよう。本稿では、令和2(2020)年及び令和3(2021)年の①狭義の過剰貯蓄を、日本銀行¹⁸に倣って試算した¹⁹。

試算によると、狭義の過剰貯蓄は、令和2(2020)年に21.2兆円(同年GDP比3.9%)、令和3(2021)年に26.3兆円(同年GDP比4.9%)であり、累計で47.6兆円である(表2)²⁰。実際の家計貯蓄(可処分所得等一家計最終消費支出)は、令和2(2020)年が37.4兆円(同年GDP比7.0%)、令和3(2021)年が30.0兆円(同年GDP比5.5%)であり、累計で67.4兆円である。なお、過剰貯蓄に関する試算をめぐっては、様々な理由から留保が必要との指摘があ

¹⁴ 日本銀行「経済・物価情勢の展望」2021.4, pp.46-50. <<https://www.boj.or.jp/mopo/outlook/gor2104b.pdf>>

¹⁵ 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)『世界経済の潮流 2022年I—世界経済の不確実性の高まりと物価上昇—』2022, pp.60-67. <https://www5.cao.go.jp/j-j/sckai_chouryuu/sh22-01/pdf/s1-22-1-1.pdf>; 嶋中由理子「高所得者消費の現状と展望—超過貯蓄はどこに向かうか—」2021.3.24. みずほ総合研究所ウェブサイト <<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mhri/research/pdf/insight/jp210324.pdf>>

¹⁶ そのほか、家計における過剰貯蓄の保有形態や今後の取崩しの難易に着目し、家計金融資産(資金循環統計)における現金・預金の過去のトレンドからの上振れ部分を過剰貯蓄と定義しているものもある(長内智「新型コロナ下で積み上がる家計の現預金と今後の行方」2021.11.8. 大和総研ウェブサイト <https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20211108_022634.pdf>)。

¹⁷ ①は、恒常所得仮説に基づき、消費に影響を与える所得は(特別定額給付金等の変動所得は除いた)恒常所得であると考え、コロナ禍の影響がなかったと仮定した場合の消費水準を、恒常所得をベースとして推計する。②は、当該期の家計貯蓄の過去のトレンドからの乖離分を推計する際に、家計貯蓄の決定要因となる可処分所得について、恒常所得や変動所得といった区別をしない。

¹⁸ 日本銀行 前掲注(14) 日本銀行は、過剰貯蓄を「本来あるべき家計消費のうち、感染症下での消費機会の逸失により抑制されている部分」と定義し、「強制貯蓄」と呼称している。なお、日本銀行が四半期ベースで値を試算しているのに対し、本稿では暦年ベースで試算する。

¹⁹ 本稿では、恒常所得仮説に従い、平均消費性向は特別定額給付金(変動所得)の影響を除いた所得(恒常所得)に対し安定的であるとして、感染症の影響を除いた本来の消費水準を求めることとする(日本銀行 同上也同様)。なお、コロナ禍においては、特別定額給付金以外にも対象を絞った様々な給付金(前掲注(4)参照)が実施されているが、本稿では簡便に特別定額給付金のみを差し引くこととする。

²⁰ 日本銀行 同上是、令和2(2020)年末時点の「強制貯蓄」額を20兆円程度と試算している。黒田東彦日本銀行総裁は、令和4(2022)年4月の講演において、「昨年末時点で、日本の強制貯蓄は、50兆円程度」と発言している(黒田東彦「日本における物価変動と金融政策の役割(米国・コロンビア大学における講演の邦訳)」2022.4.22, p.6. 日本銀行ウェブサイト <https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2022/data/ko220423a1.pdf>)。

り、その金額は一定の幅を持って解釈する必要がある²¹。

表2 狭義の過剰貯蓄（試算）

	実数	実数	実数	実数	実数	試算値	試算値	試算値
	可処分所得等 ^(注1)	家計最終消費支出	貯蓄	平均消費性向	特別定額給付金 ^(注2)	可処分所得等（特別定額給付金を除く）	家計最終消費支出（感染症の影響を除く） ^(注3)	狭義の過剰貯蓄
	(a)	(b)	(c=a-b)	(d=b/a)	(e)	(f=a-e)	(g=f*d*)	(h=g-b)
	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(%)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)
2020年	318.3	280.8	37.4	88.2	12.7	305.6	302.0	21.2
2021年	312.4	282.4	30.0	90.4	0	312.4	308.8	26.3

※ 数値は暦年・名目値。

(注1) 「可処分所得等」は、可処分所得に年金受給権の変動調整（受取）を加えたもの。

(注2) 「特別定額給付金」は出典資料から2020年中に12.67兆円が給付されたものと判断した。

(注3) 2020年、2021年の「家計最終消費支出（感染症の影響を除く）」は、「可処分所得等（特別定額給付金を除く）」(f)に、2015～2019年の平均消費性向の平均値（98.8%、d*と表記）を乗じて算出した。

(出典) 日本銀行「経済・物価情勢の展望」2021.4, pp.47-48. <<https://www.boj.or.jp/mopo/outlook/gor2104b.pdf>> を参考に、内閣府「家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報（参考系列）2022年1-3月期速報値（2015年（平成27年）基準：2008SNA）（2022年7月22日公表）」<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakei/files/2022/tables/kakei_22q1.xlsx>; 「特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）令和2年11月現在（令和3年4月「特別定額給付金の給付済金額の推移」更新）」総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html> を基に筆者作成。

3 過剰貯蓄に関する見解

狭義、広義に関わらず、過剰貯蓄をめぐっては次のような見解がある。過剰貯蓄が今後の個人消費に与える影響について、過剰貯蓄が積み増された背景等を踏まえて、コロナ禍の収束後には、旅行や外食等のコロナ禍で制限された消費のためにその一部が取り崩され、景気回復に寄与するという見解がある²²。他方、コロナ禍以前からの家計の消費行動の特性や将来に対する悲観的な見方等から、多くは消費されず貯蓄として滞留するとの見解もある²³。

過剰貯蓄の要因の一つである特別定額給付金等の家計支援策については、マクロで見た場合、消費に回った割合は一部であり、多くが現金として滞留していることが指摘されている²⁴。た

²¹ 祝迫得夫「コロナ感染症（COVID-19）拡大下での貯蓄・金融投資行動と個人の主観的認識の役割」『経済研究』72(4), 2021.10, pp.363-379. 例えば、①コロナ禍のように一部の財・サービスの供給が実質的にゼロになっている状況下での最適な貯蓄水準がどの程度なのか議論することが難しい、②最適な貯蓄水準はコロナ収束後の恒常所得の水準に関する家計の予測に大きく依存する、等が指摘されている。この指摘は、本稿の狭義の過剰貯蓄の試算に関しても当てはまる。

²² 日本銀行 前掲注(14); 嶋中 前掲注(15)等。コロナ禍における家計部門の過剰貯蓄は諸外国でも観察されており、今後の家計消費に与える影響が注目されている (Maria Grazia Attinasi et al., “The implications of savings accumulated during the pandemic for the global economic outlook,” *ECB Economic Bulletin*, Issue 5 / 2021, 2021, pp.29-36. <<https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/ecbu/eb202105.en.pdf>>; 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）前掲注(15)等）。

²³ 長内 前掲注(16); 祝迫 前掲注(21); 須田美矢子「数字は語る 約31兆円 コロナ禍での行動制約による手元資金の積み上がり（強制貯蓄、2020～21年前半）」『週刊ダイヤモンド』4902号, 2021.11.27, p.21.

²⁴ 宇南山卓ほか「コロナ禍における現金給付の家計消費への影響」『RIETI Discussion Paper Series』21-J-022, 2021.4. 経済産業研究所ウェブサイト <<https://www.rieti.go.jp/publications/dp/21j022.pdf>>; Michiru Kaneda et al., “Who Spent Their COVID-19 Stimulus Payment? Evidence from Personal Finance Software in Japan,” *Covid Economics*, Issue 75, 2021.4.7, pp.6-29. CEPR ウェブサイト <https://cepr.org/system/files/publication-files/101427-covid_economics_issue_75.pdf>; 小方尚子「特別定額給付金の効果とコロナ禍での家計支援のあり方」『Research Focus』No.2020-036, 2020.12.28. 日本総合研究所ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/12324.pdf>>

だし、給付後の家計別の消費行動を分析した結果からは、所得が減少した家計や預貯金残高が少ない家計が特別定額給付金の受給により大きく消費を増加させたことが判明している。こうしたことから、政策の有効性や財政状況の厳しさを考慮すると、困窮家計を対象を絞って家計支援を行うことが望ましいとの見方がある²⁵。また、高所得者には家計支援策を必要としない世帯が多かったとして、過剰貯蓄の一部について、コロナ禍の収束後に、増税の形で財政赤字の補てんに充てるべきであるとの指摘がある²⁶。

II ミクロで見た家計貯蓄

1 家計調査から見た家計収支

(1) 全体像—総世帯のうち勤労者世帯及び無職世帯—

過剰貯蓄は、家計においてどのように積み上がったのか。家計調査²⁷を用いて、コロナ禍後の令和2（2020）年及び令和3（2021）年のそれぞれの家計収支（総世帯のうち勤労者世帯と無職世帯）をコロナ禍前の令和元（2019）年のそれと比較することで、過剰貯蓄が積み上がった背景を確認する（表3）。

表3 1世帯当たり1か月平均の家計収支（総世帯のうち勤労者世帯及び無職世帯、2019～2021年）

①勤労者世帯				②無職世帯			
	(円、%)				(円、%)		
	2019年	2020年	2021年		2019年	2020年	2021年
実収入	512,534	529,956	522,572	実収入	191,670	208,794	196,248
経常収入	505,304	506,321	511,497	経常収入	186,221	192,149	189,900
特別収入	7,230	23,635	11,074	特別収入	5,449	16,644	6,348
可処分所得	416,980	431,992	426,022	可処分所得	167,824	184,334	171,654
消費支出	280,531	262,359	263,907	消費支出	201,271	192,128	190,424
黒字	136,449	169,633	162,115	黒字	▲ 33,447	▲ 7,794	▲ 18,770
平均消費性向	67.3	60.7	61.9	平均消費性向	119.9	104.2	110.9

(注1) 「可処分所得」は、実収入から直接税や社会保険料等の非消費支出を差し引いた額。

(注2) 「黒字」は、可処分所得から消費支出を差し引いた額。

(注3) 「平均消費性向」は、可処分所得に対する消費支出の割合。

(出典) 総務省統計局「家計調査 家計収支編 年次」（2019年、2020年、2021年）を基に筆者作成。

総世帯のうち勤労者世帯の1世帯当たり1か月平均の実収入²⁸を見ると、令和2（2020）年に529,956円（令和元（2019）年差+17,422円、同年比+3.4%）、令和3（2021）年に522,572円（同+10,038円、同+2.0%）と増加している（表3①）。内訳を確認すると、両年において、経常収入²⁹、特別収入³⁰共に令和元（2019）年対比で増加している。特に、特別収入は、特別定額給付金が支給されたことから、令和2（2020）年に23,635円（令和元（2019）年差+16,405円、

²⁵ 宇南山ほか 同上; Kaneda et al., *ibid.*; 小方 同上

²⁶ 嶋中 前掲注(15)

²⁷ 家計調査は、家計収支を詳細に把握できる即時性の高い統計であるが、標本数が約9,000世帯と小さいこと、同一世帯の調査期間は6か月間（単身世帯は3か月間）であり毎月6分の1ずつ（単身世帯は3分の1ずつ）標本の入れ替えがあることに留意する必要がある。

²⁸ 実収入とは、世帯主を含む世帯員全員の現金収入（税込み）合計であり、経常収入と特別収入から成る。

²⁹ 勤め先収入、事業・内職収入、社会保障給付等の定期的あるいは再現性のある収入。

³⁰ 定期的又は再現性のない特別な収入で、特別定額給付金等は当該項目に含まれる。

同年比+226.9%)と大幅に増加し、令和3(2021)年も11,074円(同+3,844円、同+53.2%)と増加した³¹。これに対し、消費支出は、消費活動の制限等から令和2(2020)年には262,359円(令和元(2019)年差▲18,172円、同年比▲6.5%)、令和3(2021)年には263,907円(同▲16,624円、同▲5.9%)と大きく減少した³²。その結果、黒字(可処分所得³³-消費支出)³⁴は、令和2(2020)年に169,633円(令和元(2019)年差+33,184円、同年差+24.3%)、令和3(2021)年に162,115円(同+25,666円、同+18.8%)と増加した。

総世帯のうち無職世帯についても勤労者世帯と同様の傾向(実収入の増加及び消費支出の減少)が見られる(表3②)。ただし、無職世帯は、もともと可処分所得に対して消費支出が上回る赤字であったことから、令和2(2020)年、令和3(2021)年とも赤字幅は縮小しているものの、黒字には至っていない。

(2) 所得階級別に見た特色—2人以上世帯のうち勤労者世帯—

ここでは、所得階級別の傾向を見るために、2人以上世帯のうち勤労者世帯について、所得階級別(年間収入十分位階級別)³⁵の家計収支と擬ジニ係数³⁶を確認する(表4)³⁷。令和元(2019)年と比較した場合、2人以上勤労者世帯の1世帯当たり1か月平均の実収入(表4①)は、令和2(2020)年、令和3(2021)年ともほぼ全て(令和3(2021)年の第Ⅲ階級を除き)の所得階級で増加した。ただし増加幅は一律ではなく、おおむね高所得層(第Ⅶ～第Ⅹ階級。以下同じ。)の方が大きい³⁸。一方、実収入の内訳である経常収入(就労収入等。表4②)を令和元(2019)年対比で確認すると、令和2(2020)年は第Ⅰ、第Ⅲ、第Ⅳ、第Ⅵ、第Ⅸ階級で、令和3(2021)年は第Ⅲ、第Ⅳ、第Ⅵ階級で減少している。コロナ禍においては、低所得層(第Ⅰ～第Ⅳ階級。以下同じ。)及び中所得層(第Ⅴ、第Ⅵ階級。以下同じ。)を中心として就労

³¹ 令和2(2020)年の特別収入の増加幅+16,405円(1か月)の12倍は19.7万円(1年)である。世帯人員(2.57人)を踏まえれば、特別定額給付金(1人10万円)が寄与した部分が大きいと考えられる。特別定額給付金以外の政府による家計支援については、内閣府 前掲注(4)参照。

³² 具体的な消費支出の動向は、例えば次を参照。内閣府『令和4年度 年次経済財政報告—経済財政政策担当大臣報告—』2022.7, pp.11-31. <https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je22/pdf/all_01.pdf>

³³ 可処分所得は、実収入から直接税や社会保険料等の非消費支出を差し引いた額。

³⁴ 家計調査における黒字は、国民経済計算における家計貯蓄に相当するが、所得・消費の一部に差異があること(持ち家に関する収支の取扱いが異なる等)等から、完全には一致せず一定の乖離がある(「H-2 家計調査の結果は国民経済計算の四半期別GDP速報(QE)の民間最終消費支出とどのように違うのですか?」『家計調査に関するQ&A(回答)』総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/data/kakei/qa-1.html#header>>)。

³⁵ 「年間収入十分位階級」とは、全世帯を世帯年収の低い順から並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の各グループのことで、収入の低い方から第Ⅰ～第Ⅹ十分位階級という。「年間収入五分位階級」(後述)も同様である。

³⁶ ジニ係数は、社会における所得等の平等・不平等を示す指標で、0から1の間をとり、係数が0に近づくほど格差が小さく、1に近づくほど格差が大きいことを示す。擬ジニ係数は、ジニ係数と同じ計算方法を適用して所得階級間格差を測る係数である。本稿では、それぞれの項目(実収入、経常収入、消費支出、黒字、可処分所得)を年間収入の総額の低い方(年間収入十分位階級)から累計して算出した(個票に基づいて算出したものではない。)

³⁷ コロナ禍における世帯属性別の家計収支を考察した論考としては、例えば、総世帯及び単身世帯の動向については、浦川邦夫「コロナウイルス感染症と日本の経済格差—「家計調査」の結果(2019年、2020年)による考察—」『個人金融』16(2), 2021.夏, pp.2-12が、勤労者世帯年齢階級別及び65歳以上無職世帯(いずれも2人以上世帯)の動向については、村田啓子「政策運営、危機対応から脱却(参院選後の岸田政権の課題(中))」『日本経済新聞』2022.7.21がある。

³⁸ 実収入の令和元(2019)年対比の増加幅は、令和2(2020)年においては、低所得層(第Ⅰ～第Ⅳ階級)の平均は+11,385円、中所得層(第Ⅴ、第Ⅵ階級)の平均は+23,709円、高所得層(第Ⅶ～第Ⅹ階級)の平均は+35,227円である。令和3(2021)年においては、それぞれ順に、+5,982円、+4,694円、+39,588円である。

収入が減少しており、これらの層では、特別定額給付金等の特別収入が、就労収入の減少を補っている姿がうかがえる³⁹。經常収入の擬ジニ係数は、高所得層がおおむね収入を増やす中、低・中所得層は横ばいしないしやや減少しているため、令和2（2020）年、令和3（2021）年とも、令和元（2019）年対比で僅かに上昇している。

表4 年間収入十分位階級別1世帯当たり1か月平均の家計収支（2人以上世帯のうち勤労者世帯）

① 実収入 (円)												
	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	擬ジニ係数
2019年	586,149	288,290	366,522	428,467	477,773	513,477	571,680	602,161	698,677	822,362	1,092,082	0.208
2020年	609,535	297,924	389,673	439,551	479,442	541,025	591,550	649,821	733,091	840,751	1,132,525	0.208
2021年	605,316	294,802	386,699	421,227	482,252	522,839	571,705	640,390	727,775	848,392	1,157,077	0.216

② 經常収入 (円)												
	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	擬ジニ係数
2019年	577,067	282,939	360,370	417,168	469,114	505,645	560,792	594,118	687,389	811,884	1,081,250	0.210
2020年	579,127	275,500	363,348	410,672	452,747	509,913	556,154	620,821	699,262	808,506	1,094,348	0.215
2021年	591,462	283,375	376,552	409,073	469,024	511,887	556,689	625,250	711,355	831,396	1,140,019	0.218

③ 消費支出 (円)												
	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	擬ジニ係数
2019年	323,853	213,050	248,270	265,851	280,814	297,223	317,407	334,834	379,630	411,450	490,003	0.135
2020年	305,811	211,104	243,111	249,480	266,774	287,123	303,760	309,757	346,597	382,559	457,841	0.125
2021年	309,469	211,313	231,557	248,440	268,758	282,967	293,579	319,639	357,777	392,991	487,664	0.140

④ 黒字 (円)												
	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	擬ジニ係数
2019年	152,792	39,328	67,077	97,192	119,362	128,203	151,233	155,396	182,021	238,049	350,058	0.298
2020年	192,828	51,055	92,761	126,266	136,558	165,082	182,930	222,960	251,067	285,402	414,201	0.286
2021年	183,213	46,405	101,254	106,960	138,760	153,053	177,893	200,356	231,238	278,053	398,157	0.286

⑤ 可処分所得 (円)												
	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	擬ジニ係数
2019年	476,645	252,378	315,347	363,043	400,176	425,426	468,640	490,231	561,651	649,498	840,062	0.187
2020年	498,639	262,159	335,872	375,746	403,332	452,205	486,690	532,717	597,664	667,961	872,042	0.187
2021年	492,681	257,717	332,811	355,399	407,519	436,020	471,473	519,995	589,015	671,044	885,821	0.194

(注1) 平均値及び年間収入十分位階級別の数値の網掛けは2019年対比で減少している部分。

(注2) 「擬ジニ係数」は、ジニ係数と同じ計算方法を適用して所得階級間格差を測る係数である。表中のそれは、それぞれの項目（実収入、經常収入、消費支出、黒字、可処分所得）を年間収入の総額の低い方（年間収入十分位階級）から累計して算出した（個票に基づいたものではない。）。

(出典) 総務省統計局「家計調査 家計収支編 年次」（2019年、2020年、2021年）を基に筆者作成。

消費支出（表4③）は、令和元（2019）年対比で、令和2（2020）年及び令和3（2021）年の全ての所得階級で減少している。高所得層は、令和2（2020）年は令和元（2019）年対比の減少幅が大きいものの、令和3（2021）年には、前年に比べ減少幅が小さくなり、コロナ禍前の水準には届かないまでも前年と比べて支出を増やしている⁴⁰。これに対し、低・中所得層は、令和元（2019）年対比の令和3（2021）年の消費支出の減少幅は令和2（2020）年のそれと同程度か

³⁹ 特別収入の令和元（2019）年対比の増加幅は、令和2（2020）年は全所得階級平均で+21,326円、令和3（2021）年は同+4,772円である。

⁴⁰ 高所得層の消費支出の令和元（2019）年対比の減少幅は、令和2（2020）年が▲29,791円、令和3（2021）年が▲14,462円である。

むしろ拡大しており⁴¹、就労収入等の経常収入の減少の影響からか、引き続き消費行動に抑制的である姿が浮かび上がる。その結果、消費支出の擬ジニ係数は、令和 2 (2020) 年は令和元 (2019) 年対比で低下した後、令和 3 (2021) 年には令和元 (2019) 年対比で若干上昇している。

収入増と消費減の両面の影響から、黒字 (表 4④) は、全所得階級で令和 2 (2020) 年、令和 3 (2021) 年共に、令和元 (2019) 年対比で増加した。所得階級が高くなるにつれ、黒字額及び令和元 (2019) 年対比の黒字増加幅が拡大する傾向にある⁴²。なお、黒字の擬ジニ係数は、実収入の擬ジニ係数に比べ値が大きく、実収入の経済的格差に比べ、黒字の経済的格差の方が大きいことが分かる⁴³。収支の差として現れる黒字は高所得世帯に偏在しており、その傾向は、コロナ禍を経てもほぼ変わらないと言えよう。また、黒字の背景にある収入及び支出のそれぞれの動きは、各所得階級において異なっていることが確認された。

(3) 所得階級別の過剰貯蓄 (試算)

ここまで、コロナ禍における所得階級別の家計収支の状況を確認してきた。続いて、コロナ禍における所得階級別の過剰貯蓄の把握を試みる。「I 2 過剰貯蓄の形成要因」で行ったマクロの過剰貯蓄の推計と同様に⁴⁴、コロナ禍の影響がなかったと仮定した場合の消費支出と実際の消費支出との差額として、過剰貯蓄 (狭義の過剰貯蓄に該当) を試算した結果⁴⁵が表 5 である (本試算の「過剰貯蓄」には特別定額給付金等が含まれない。)⁴⁶。

過剰貯蓄は、令和 2 (2020) 年及び令和 3 (2021) 年の全ての所得階級で発生している。2 年間の累計の値を見ると、おおむね所得階級が高くなるにつれ、過剰貯蓄額も大きくなる。最も大きな過剰貯蓄は第 X 階級の 139.7 万円であり、最も小さい第 I 階級の 21.0 万円に対し、6.6 倍である。また、過剰貯蓄の可処分所得 (平成 27 (2015) ~令和元 (2019) 年の平均値) に対する割合は、所得階級別にバラツキがあるものの、おしなべて下位 50% (第 I ~第 V 階級。以下同じ。) よりも上位 50% (第 VI ~第 X 階級。以下同じ。) の方が高い。過剰貯蓄の消費支出

⁴¹ 消費支出の令和元 (2019) 年対比の減少幅は、令和 2 (2020) 年においては、低所得層の平均が▲9,379 円、中所得層の平均が▲11,874 円である。令和 3 (2021) 年においては、前者が▲11,979 円、後者が▲19,042 円である。

⁴² 黒字の令和元 (2019) 年対比の増加幅は、令和 2 (2020) 年においては、低所得層の平均が+20,920 円、中所得層の平均が+34,288 円、高所得層の平均が+62,027 円である。令和 3 (2021) 年においては、順に、+17,605 円、+25,755 円、+45,570 円である。

⁴³ 例えば、第 X 階級の実収入は第 I 階級の約 3.9 倍 (令和 3 (2021) 年) であるのに対し、黒字のそれは 8.6 倍 (同年) である。その要因の一つは、低所得層に比べ高所得層の方が平均消費性向が低いことにある。

⁴⁴ 家計調査と国民経済計算は、前掲注(34)のとおり幾つかの概念で相違があるものの、共に、可処分所得に対する消費支出の割合を平均消費性向として把握することができる。

⁴⁵ 世帯属性別の過剰貯蓄を試算した他の論考としては、例えば、斎藤太郎「世帯属性別にみた物価高の負担と過剰貯蓄」『Weekly エコノミスト・レター』2022.7.15. ニッセイ基礎研究所ウェブサイト <https://www.nli-research.co.jp/files/topics/71802_ext_18_0.pdf?site=nli>; 小方尚子「物価上昇の打撃を受ける引退世帯の消費」『Research Focus』No.2022-018, 2022.7.4. 日本総合研究所ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/file/report/researchfocus/pdf/13538.pdf>> 等がある。

⁴⁶ 次の手順で年間収入十分位階級別の過剰貯蓄を試算する。①平成 27 (2015) ~令和元 (2019) 年の平均消費性向を求める。②「可処分所得」から「その他特別収入」(特別定額給付金等が含まれる。)を差し引いて求めた「可処分所得等 (特別定額給付金等を除く。)」にコロナ禍前の平均消費性向を乗じ、本来の消費水準 (消費支出 (感染症の影響を除いた消費水準)) を求める。③「消費支出 (感染症の影響を除いた消費水準)」から実際の「消費支出」を差し引いて、「狭義の過剰貯蓄」を求める。④「狭義の過剰貯蓄」は月額であるため、それに 12 を乗じて年間の過剰貯蓄額を求める。マクロの狭義の過剰貯蓄 (試算) と同様に、本試算でも恒常所得仮説に従い、平均消費性向は特別定額給付金等 (変動所得) の影響を除いた所得に対し安定的であるとして、感染症の影響を除いた本来の消費水準を求めることとする。なお、マクロの狭義の過剰貯蓄の試算においては、特別定額給付金のみを変動所得として差し引いたが、家計調査を基にした同試算においては、データの制約上、特別定額給付金等の受給金が計上される「その他特別収入」を差し引くこととする (特別定額給付金以外の家計支援策や家計支援策以外のその他特別収入も含まれる。)

(平成 27 (2015) ~令和元 (2019) 年の平均値) に対する割合も見ると、可処分所得のそれと同様に、下位 50%と比べて上位 50%の方が高い。そして、可処分所得に対する割合と消費支出に対する割合を比較すると、上位 50%の水準は前者よりも後者の方が大きい。したがって、2 人以上の勤労者世帯全体のうち下位 50%の世帯よりも上位 50%の世帯の方が、過剰貯蓄を背景とした消費余力を一段と蓄えていると考えられる。コロナ禍の行動制限等により、外食、旅行、レジャー等の選択的支出が大きく減少したことから、それらの支出割合が高い高所得世帯が、相対的に多くの過剰貯蓄を積み増したと推察される。

表 5 1 世帯当たりの過剰貯蓄の試算 (年間収入十分位階級別 (2 人以上世帯のうち勤労者世帯)、2020 年及び 2021 年) (万円)

	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
2020年	34.3	6.4	6.5	23.9	15.2	16.8	29.5	56.3	57.1	52.3	75.0
2021年	39.4	14.6	33.0	21.0	28.9	24.8	47.1	47.4	51.7	55.7	64.7
累 計	73.6	21.0	39.5	44.9	44.1	41.6	76.5	103.8	108.8	108.0	139.7
可処分所得に対する割合	14%	8%	11%	11%	10%	9%	15%	18%	17%	15%	15%
消費支出に対する割合	19%	8%	14%	15%	14%	12%	20%	26%	25%	22%	24%

(注) 「可処分所得に対する割合」及び「消費支出に対する割合」は、2020 年及び 2021 年の累計の過剰貯蓄が、可処分所得 (2015~2019 年の平均値) 及び消費支出 (2015~2019 年の平均値) に占める割合を示す。
(出典) 総務省統計局「家計調査 家計収支編 年次」(2019 年、2020 年、2021 年) を基に筆者作成。

2 家計保有金融資産等の状況

本節ではストックとしての家計保有金融資産等について、コロナ禍前の令和元 (2019) 年の世帯属性別の動向を、全国家計構造調査⁴⁷⁾の結果から確認する⁴⁸⁾。

表 6 は、2 人以上世帯のうち勤労者世帯の年間収入十分位階級別の保有資産である。金融資産残高は、所得階級が高くなるにつれ増加し、第 VII 階級で平均値を超える。第 X 階級の金融資産残高 (2744.5 万円) は、第 I 階級のそれ (454.5 万円) の 6.0 倍である。金融資産非保有率は、おおむね低所得層の方が高く、第 I 階級では 2 割以上の世帯 (23.9%) が金融資産を保有していない。

金融資産残高から金融負債残高を差引いた純金融資産は、第 IV 階級及び第 V 階級では金融負債が金融資産を上回ってマイナスの値となっている⁴⁹⁾。第 X 階級の純金融資産残高は第 I 階級のその 5.3 倍と、金融資産残高の場合と比較するとやや低下する。純金融資産に住宅・宅地を加えた純資産総額は、第 III 及び第 IV 階級でやや減少するものの、おおむね所得階級が高くなるにつれ増加する。第 X 階級の純資産総額は、第 I 階級のその 4.3 倍である。

⁴⁷⁾ 全国家計構造調査 (旧「全国消費実態調査」) は、家計の消費、所得、資産及び負債を総合的に把握するための大規模調査 (標本数約 90,000 世帯) で、5 年ごとに実施されており、直近の調査は本稿で紹介する令和元 (2019) 年である。

⁴⁸⁾ 令和元 (2019) 年以前及び以降を対象とした家計資産の動向は、例えば、小塩隆士「資産所得倍増より金融所得課税の見直しを一懸念される資産格差の拡大傾向」『金融財政 business』11085 号、2022.8.4, pp.4-8 を参照。

⁴⁹⁾ 所得階級が高くなるにつれ負債保有率が高まる影響と考えられる。なお、第 IV 階級及び第 V 階級の負債保有比率は 6 割弱であるため、負債保有世帯に限って言えば、純金融資産のマイナス幅はより大きいと考えられる。

表6 年間収入十分位階級別の保有資産（2人以上世帯のうち勤労者世帯、2019年） (万円、%)

	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
金融資産残高(a)	1108.2	454.5	621.9	710.4	758.8	807.5	980.0	1159.6	1302.5	1542.1	2744.5
金融負債残高(b)	789.5	158.3	396.0	626.9	766.3	828.0	877.1	941.0	1037.0	1097.2	1167.1
純金融資産(a-b)	318.7	296.2	225.9	83.5	▲7.5	▲20.5	102.9	218.6	265.5	445.0	1577.4
住宅・宅地(c)	1997.6	975.7	1443.8	1552.3	1553.8	1788.5	1802.4	1958.1	2275.2	2762.8	3863.1
純資産総額((a-b)+c)	2316.3	1272.0	1669.7	1635.8	1546.3	1768.1	1905.3	2176.6	2540.7	3207.7	5440.5
金融資産非保有率	8.4	23.9	13.7	10.1	7.6	8.1	6.4	4.9	3.9	3.8	1.6
負債保有率	55.8	33.7	44.4	54.2	57.6	58.7	61.4	62.0	63.4	64.7	58.3
各分位の年間収入上限	-	343	440	518	600	672	758	860	995	1210	-

(注1) 「各分位の年間収入上限」は、例えば、第I階級の年収は～343万円、第II階級の年収は344万～440万円であることを示している。

(注2) 「金融資産非保有率」は、公表されている金融資産保有率から逆算して算出した。

(出典) 総務省統計局「2019年全国家計構造調査」（「家計資産・負債に関する結果」）を基に筆者作成。

次に、総世帯（全世帯）の世帯主の年齢階級別の保有資産を確認する（表7）。金融資産残高は、60歳代までは年齢階級が高くなるにつれ増加した後、就労を退く人が増える70歳代以降は減少している。金融資産残高が最も多い60歳代は、最も少ない30歳未満に対し、9.7倍の金融資産を保有している。金融資産残高から金融負債残高を差し引いた純金融資産は、40歳代まではマイナスの値であり、50～60歳代と増加した後、70歳代以降は減少している。純金融資産に住宅・宅地を加えた純資産総額は、年齢階級が高くなるにつれ増加し、80歳代が4386.0万円と最も多い。なお、金融資産非保有比率は30歳未満が19.0%と最も高いが、いずれの年齢階級においても、1割程度存在する。

表7 世帯主の年齢階級別の保有資産（総世帯（全世帯）、2019年） (万円、%)

	平均	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
金融資産残高(a)	1279.7	194.8	520.5	911.2	1401.3	1895.9	1734.2	1619.4
金融負債残高(b)	455.9	196.4	841.2	918.1	579.1	256.8	167.5	96.8
純金融資産(a-b)	823.8	▲1.6	▲320.6	▲6.9	822.2	1639.2	1566.6	1522.6
住宅・宅地(c)	2009.9	258.4	1190.7	1910.3	2084.5	2395.9	2523.6	2863.4
純資産総額((a-b)+c)	2833.7	256.8	870.1	1903.5	2906.7	4035.1	4090.3	4386.0
金融資産非保有率	10.2	19.0	9.9	11.5	9.9	7.9	8.4	9.2
負債保有率	36.8	36.2	52.5	58.0	52.1	29.4	15.9	8.3
年間収入	558.4	386.7	575.0	667.7	747.8	572.2	449.0	369.0

(注) 「金融資産非保有率」は、公表されている金融資産保有率から逆算して算出した。

(出典) 総務省統計局「2019年全国家計構造調査」（「家計資産・負債に関する結果」及び「所得に関する結果」）を基に筆者作成。

III 物価上昇が家計に与える影響

ここまで、コロナ禍における家計貯蓄について、マクロの額及び世帯属性別の蓄積状況を確認し、狭義の過剰貯蓄額の試算を行った。加えて、コロナ禍以前における世帯属性別の保有金融資産等を把握した。ここでは、物価上昇が家計に与える影響と家計貯蓄及び保有金融資産の関係を整理する。

1 現下の物価上昇の特徴

令和3（2021）年半ば以降、国際的な物価上昇圧力や円安等の影響を受け、我が国において物価が上昇している⁵⁰。消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）の前年同月比は、令和4（2022）年4月以降、2%を上回って推移している⁵¹。品目別の状況はというと、価格は一律に上昇しているわけではなく、主としてエネルギーや食料といった生活必需品を中心として上昇している⁵²。消費者物価指数の構成品目を、家計にとっての基礎的支出（必需品的なもの）と選択的支出（ぜい沢品的なもの）に分類し⁵³、価格の推移を見たところ、基礎的支出は高い上昇率が続いているのに対し、選択的支出は価格上昇が鈍い（表8）。

家計の消費構造の違いから、家計が物価変動から受ける影響は世帯属性によって異なっている。例えば、家計の消費支出に占める生活必需品の割合は、高所得層に比べ低所得層の方が大きい⁵⁴。また、家計の消費支出に占める食料や教育費、医療費等の項目別の支出割合は、世帯主の年齢によって異なっている⁵⁵。現下の物価上昇は、生活必需品を中心とした物価上昇であることから、それらの支出割合が高い低所得層や高齢層は、相対的に高い物価上昇に直面していると言われる⁵⁶。実際、勤労者世帯の年間収入五分位階級別の物価上昇率（令和4（2022）年8月の前年同月比（持ち家の帰属家賃を除く総合））は、第Ⅰ階級が3.6%、第Ⅱ階級が3.4%、第Ⅲ階級が3.3%、第Ⅳ階級が3.2%、第Ⅴ階級が3.0%と、低所得層の方が高くなっている⁵⁷。

2 物価上昇に対する家計の耐性

Iで確認したとおり、コロナ禍において、マクロで見た場合、家計には過剰貯蓄が蓄積され

表8 消費者物価指数の基礎的・選択的支出項目別指数の前年同月比の推移 (%)

	基礎的支出	選択的支出
2022年1月	3.3	▲ 3.7
2022年2月	4.1	▲ 3.5
2022年3月	4.5	▲ 3.3
2022年4月	4.8	0.1
2022年5月	4.7	0.1
2022年6月	4.4	0.2
2022年7月	4.6	0.7
2022年8月	4.8	1.5

（出典）総務省統計局「2020年基準消費者物価指数 2022年8月 基礎的・選択的支出項目別指数」<<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032232748&fileKind=0>>を基に筆者作成。

⁵⁰ 廣瀬信己「現下の物価高をめぐる論点一要因と対策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1202号, 2022.8.30. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12316991_po_1202.pdf?contentNo=1>; 樋口修「2022年の穀物価格高騰とその背景」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1201号, 2022.8.25. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12315652_po_1201.pdf?contentNo=1>

⁵¹ 令和4（2022）年4月が+2.1%、5月が+2.1%、6月が+2.2%、7月が+2.4%、8月が+2.8%である（総務省統計局「2020年基準消費者物価指数 全国 2022年（令和4年）8月分」2022.9.20）。

⁵² 令和4（2022）年8月には、食料は+4.7%、エネルギー（電気、ガス等）は+16.9%と、前年同月比で上昇している。

⁵³ 前者は食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなど、後者は教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当する。

⁵⁴ 例えば、総世帯の年間収入五分位階級別（前掲注(35)参照）で見た場合、消費支出に占める基礎的支出の割合は、第Ⅰ階級が73%、第Ⅱ階級が69%、第Ⅲ階級が65%、第Ⅳ階級が59%、第Ⅴ階級が50%である（令和3（2021）年の値。令和3（2021）年家計調査家計収支編における「総世帯 年間収入五分位階級別1世帯当たり品目別支出金額及び購入頻度」を基に筆者算出）。

⁵⁵ 例えば、消費支出に占める食料の割合は、最も少ない20歳代で23.9%、最も多い70歳以上で28.8%である。同教育費の割合は、最も少ない20歳代で0.6%、最も多い40歳代で7.5%である（総務省「2020年基準消費者物価指数世帯属性別ウエイト（全国、1万分比）」<<https://www.stat.go.jp/data/cpi/2020/kaisetsu/pdf/5-5.pdf>>）。

⁵⁶ 斎藤 前掲注(45); 小方 前掲注(45)等。

⁵⁷ 「持ち家の帰属家賃を除く総合」は、家計が直面する物価上昇の実感に近いとされる。総務省統計局「2020年基準消費者物価指数 勤労者世帯年間収入五分位階級別中分類指数」2022.8. <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032232744&fileKind=0>>

ている。IIでは、コロナ禍前の時点で金融資産は高所得層や高齢層に偏在しており、純金融資産がマイナスになる世帯（特に中所得層や若年層に多い。）や金融資産非保有世帯が、少なからず存在することを示した。また、コロナ禍において、高所得層はより多くの黒字を増やし、過剰貯蓄を積み増したことを確認した。

すなわち、物価上昇に対する家計の耐性は、黒字幅及び過剰貯蓄の面からも、保有金融資産の面からも、世帯属性によってバラツキがある。加えて、直面する物価上昇率も、家計の消費構造の違いから、世帯属性別に差異がある。本稿の分析を踏まえると、現下の物価上昇に対する耐性は、相対的に高い物価上昇率に直面している低所得層が弱く、なかでも金融資産の保有額が少ない世帯は生活困窮のリスクが高いと考えられる⁵⁸。

おわりに

コロナ禍の2年間で、我が国の家計の収支パターンは大きく変容したが、各家計が受けた影響は一樣ではない。いまだコロナ禍の収束が見通せない中、現下では、新たに物価上昇が、家計に悪影響を与えることを懸念する声もある⁵⁹。コロナ禍からの経済の回復において、過剰貯蓄が家計の消費活動を下支えし、物価上昇の家計への影響を吸収するバッファーとなり得るのか。今後の家計の動向については、世帯属性別の差異も念頭に置いた、慎重な分析が求められる。

⁵⁸ 物価上昇に対する家計への政策対応として、脆弱な家計を対象を絞った負担軽減策を求める見解がある（木内登英「低所得者に厳しい物価高が続く：6月消費者物価統計」2022.7.22. 野村総合研究所ウェブサイト <https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/1st/2022/fis/kiuchi/0722_3>; 嶋中由理子「物価上昇が生活、日本経済に与える影響」『金融財政 business』11058号, 2022.4.11, pp.4-8等）。

⁵⁹ 「物価上昇 体感は2倍 家計負担 数字以上に」『日本経済新聞』2022.6.25; 嶋中 同上等。